

会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第6期第6回 豊島区子ども・子育て会議
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開催日時		令和8年3月10日（火）午後6時30分～7時30分
開催場所		庁舎5階 509～510 会議室 対面開催
議 題		<p>1 議 事</p> <p>（1）小規模保育事業A型の定員の設定について</p> <p>（2）豊島区子ども・子育て支援事業計画（こども誰でも通園制度）における 量の見込みと確保方策等について</p> <p>（3）「保育提供体制の確保のための実施計画」について</p> <p>（4）「整備計画」について</p> <p>（5）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用定員について</p> <p>2 閉 会</p>
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 1人
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
出席者	委 員	島田 由紀子、五十嵐 元子、廣井 雄一、莊 優記子、齋藤 玲子、伊藤由美子、 渡辺 智子、奈良 恭子、木村 望友紀、飯塚 昇
	関係理事者	子ども家庭部長、子ども若者課長、子育て支援課長、子ども家庭支援センター所長、 保育課長、保育支援担当課長、健康推進課長、放課後対策課長
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課
提出された 資料等		<p>資料1 小規模保育事業A型の定員の設定について</p> <p>資料2 豊島区子ども・子育て支援事業計画（こども誰でも通園制度）における 量の見込みと確保方策等について</p> <p>資料3 「保育提供体制の確保のための実施計画」について</p> <p>資料4 「整備計画」について</p> <p>資料5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用定員について</p>

審 議 経 過

●議事（1）小規模保育事業 A 型の定員の設定について

- 会長 議事に入ります。議事（1）小規模保育事業 A 型の定員の設定について、担当課より説明をお願いいたします。
- 保育課長 資料 1 説明
- 会長 この件についてご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。
- 委員 議事（1）小規模保育事業 A 型の定員の設定についてと記載がありますが、実際には、事業譲渡を行うというところで起案がされていますが、これは、設置主体が変わり新たな事業者の適格性を判断するというのではなくて、あくまでも利用定員についての意見を図るということですか？
- 保育課長 この会議において、利用定員が適切かどうかを図っていただくことになっております。すでに計画承認につきましては、児童福祉審査会の保育部会で図っておりますのでこの場では、利用定員についてお願いしたいと思っております。
- 委員 承知いたしました。可能な限り在園中の方たちに対する不安等がないようにしていただきたいと思っております。区としても全面的なサポートをしていただければと思います。
- 会長 昨年度も同様に譲渡というのが 2 園ほどあったように記憶しているのですが、今後そういうことが増えていくことも見込まれますので、しっかりと審査していくということが大切かと思っております。

●議事（2）豊島区子ども・子育て支援事業計画（こども誰でも通園制度）における量の見込みと確保方策等について

- 会長 次に議事（2）「豊島区子ども・子育て支援事業計画（こども誰でも通園制度）における量の見込みと確保方策等について」、担当課より説明をお願いいたします。
- 保育支援担当課長 資料 2 説明
- 会長 この件についてご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員 区の見込みの考え方として、令和6年・7年の試行的事業の利用実績に基づいてとあるのですが、利用実績はどこかに記載があるのでしょうか？

保育支援担当課 試行的事業の令和6年度と7年度の実績ですけれども、実人数の申込書数でのカウントをしております、令和6年度の上半期が170、令和7年度上半期が185名で、令和6年度下半期は206名で令和7年度下半期が240名ということで、試行的事業では令和6年度から令和7年度にかけて、上半期・下半期それぞれで、利用数が微増しているような状況です。

委員 その実績をどのようにすると、この需要になるのかという説明をお聞かせいただければと思います。

保育支援担当課長 当初、国の基準で出した数値というのが実は豊島区の保育園・幼稚園を利用していない0歳から2歳までの数2300人を基準にして算出している数字なので、かなり大きな数字になっていたのですが、実際の試行的な実績に基づいた数で割り出した指数を使っているということで、おおよそ300人程度が、その分母ということで、指数を出しているものでございます。

会長 私の方から一つ質問させていただきたいです。第3期子ども・子育て支援事業計画の数字からかなり減っていると思うのですが、もし年度の途中で、この数を上回る、例えば、支援事業計画に割と近い数字になった時には、年度の途中であっても見直しを実施や各方策について手当をすることをお考えですか？

保育支援担当課長 今回は、認可で手をあげていただいた施設で受け入れていただける園の数だけでございますので、保育園の方に積極的にこの事業を受け入れていただくようにお声掛けをしまして、その枠の確保に努めたいと思っております。

●議事（3）「保育提供体制の確保のための実施計画」について

会長 次に議事3「保育提供体制の確保のための実施計画」について、議事4「整備計画」について2件合わせて説明を担当課よりお願いいたします。

保育支援担当課長 資料3説明

会長 この件についてご意見・ご質問等がございましたらお願い致します。

委員 宿舍借り上げに関して豊島区の保育園の保育士、従業員、職員達にとって、非常に大きい問題です。特に豊島区は、家賃がとても高く、なかなか一人暮らしで職員が暮らせる状態ではないので、これは私たち園長にとっても、保育士が定着するという意味で非常に助かっています。また、賃借料に関しましても、園庭のない認可保育園が多くなりまして、そういうところ

で、賃借料に関する事業は、非常に助かっていると思っています。また、2ページ目にありますように小規模のところが開園になるとのことで、通園されていたお子さんたちが認可保育園の方に移られたりすることもあるかと思いますが、この点に関してはスムーズにできているのかをお聞きしたいです。

保育支援担当課長 園の開園に当たりましては、約一年前からご相談を受けることを原則にしております。これは、手続きがいろいろあるのですが、一番大きいのは、在園しているお子さんの行き先をきちんと確保する為、となっております。したがって、開園の準備の間にお子様の行き先について、保護者様に十分にご説明し、ご理解をいただいた上で、次の受け入れ先を確保し、転園していただいている状況でございます。

●議事（4）「整備計画」について

保育支援担当課長 資料4について説明

会長 この件についてご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

会長 整備計画についてですが、令和8年度の事業実施予定として2園ありますが、本当はもっと老朽化により大規模かどうかにかかわらず、改修というのがもっと進んでいてもおかしくないのではないかと思います、この規定のハードルが少し高いなどはないですか？

保育支援担当課長 私立認可保育所の大規模改修につきましては、改修工事の前年度に予算化に向けた協議を進めております。所定の時期までに保育課に、ご相談のあった案件について予算化の協議を進め予算化しているものでございます。令和8年度につきましては、令和7年度の予算編成の時期までに改修のご相談があったものがこちらの2件でございますので、そちらを予算化したものでございます。

保育支援担当課長 要項で一定の整備の時期についての定めがございまして、それに基づいて各施設には申請を出していただくということでございます。申請に当たりまして区で老朽などの施設の具合を見ながら、優先順位をつけて、整備計画をするものでございまして、整備がやりにくくなっているなどそういうことではございません。

会長 今のご説明で相談側はそもそも2園であったということなので、とても理解しました。

●議事（5）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用定員について

会長 続きまして、議事5乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用定

員について、担当課より説明をお願いいたします。

保育支援担当課長

資料5説明

会長

この件についてご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員

令和8年度の4月からこの「こども誰でも通園制度」の余裕活用型で決定が下り事業を実施しますが、今まで、区内からの申込みはありましたが、今回、区外からも申し込めるとなった時に、豊島区は16時間の枠がありますが、例えば区外からだ、国の基準の10時間となっているところもあると思います。制度について、職員に説明しておりますが、事務的なことだとかが非常に煩雑になるのではと意見が出ています。もしできましたら、例えば、板橋区や北区における「こども誰でも通園制度」の運用について、10時間なのか16時間なのかといった情報を施設の方に教えていただければありがたいです。その辺が見えてこないと実際に4月から始まり、問い合わせがきて、都度、確認や調べるのは新入園児を迎えるにあたり、混乱すると職員とも話しております。その辺に関して、情報交換を行うことをお願いしたいと思います。

保育支援担当課

広域利用の場合は基本的には、月10時間と国が決めた範囲での利用ということが通知やQ&Aで示されているところです。豊島区内の施設を管外の方がご利用される際は、月10時間で満3歳児までのご利用と説明会等でご説明をさせていただいております。ただ、国の制度も定まっていなくてご説明した部分もありますので、改めて、管外利用等については、再度整理をして、分かりやすいようにお示する資料の提供や定期的に管外利用がどのようなものかということをご説明する機会を設けさせていただければと考えております。一方で、ご質問のところの豊島区民が管外の施設を利用する場合がありますが、施設や自治体が認めれば、10時間を超える利用も可能ではありまして、園長先生おっしゃった点は、市区町村によって違いがあり非常に分かりづらいといことは、私どもも認識をしております。ですので、管外の方が豊島区を利用する場合だけではなく、豊島区民の方が管外の施設を利用する際の近隣区の扱いというものもしっかり、4月に入ってからになってしまうかと思いますが、調査をさせていただきます。近隣区はどのような制度であるのか、施設と自治体に確認をいたしまして施設の方にも参考としてお示しをさせていただくことを考えております。制度が定まっておらず情報が不足しておりますので申し訳ありません。これからしっかり準備をさせていただきます。

委員

利用定員のところで、一部の施設では、通常の数と同数を「こども誰でも通園制度」での定員数と掲げているということですが、この施設さんは余裕活用型をお使いになるのですか？

保育支援担当課長

資料5の別紙2を見ていただくと水色以外は、「余裕活用型」の施設でございます。

ます。

委員

そうすると、元々の入園している子どもの数に応じ「こども誰でも通園制度」を利用されるということで、子どもの入れ替わりが増えた結果、保育環境が不安定になるのではないかと思って聞いていました。その時に保育の質の保証については、何か計画されていることはあるのですか？

保育支援担当課長

ご指摘いただいたとおり保育の質をどのように確保していくのかが、この事業の課題と認識しております。豊島区の場合は、上半期と下半期の6ヶ月ずつの期間で分け、一人のお子さんを6ヶ月間預かることが基本になっております。また、施設による利用定員の最大数についてですが、令和5年からの試行的事業の行っていただいた園については、およそ見込まれる応募数を利用定員の人数に設定していただくのですけれども、この4月から初めて事業を実施するところについては、最大の人数を設定しているというところでございます。

委員

「余裕活用品」は、入園児が入ってくると利用できる人数の数が減っていくと先ほどお話しいただいたと思います。利用定員数は、見込みの人数よりも余裕を持って設定されていると思いますが、万が一この数が年度の途中で変わっていく場合、やってみたら受けられなかったみたいな場合に、受け入れの園の数が増えたりや受け入れの枠の数はどうなっていくのですか？

保育支援担当課長

「余裕活用品」の事業は、枠の確保など不安定な事業になっているので、ご指摘がありました通り、上半期は、概ねどの園も定員に余裕はあるのですが、下半期の10月からは、保育園に入園するお子さんが増えてきますので、そうすると「余裕活用品」の枠が減ってしまいます。この点もこの事業の課題となっております。ご協力いただける園をこれから増やすように努力をするのと同時に、「一般型」の事業を行っていただく施設も増やしていかなければならないところでございます。「一般型」につきましても、専用の部屋を設けるやり方とそれぞれのクラスに、面積に余裕がある場合は、通年でその面積を確保するというやり方があります。園によっては、それぞれのクラスにある程度の面積の余裕がありますので、そこを確保できるようご協力いただくことをお願いして、一般型も常に枠が確保できるような体制を、取っていきたくて考えております。

委員

本格実施をするに当り見えない部分が多く、大変だと思うのですが教えていただきたいのが資料2の「こども誰でも通園制度」における量の見込みと確保方策の裏面の考え方です。量の見込みと方策の数字とこの利用定員の数字は何かリンクすることはあるのですか？理解としては、確保方策の数字の具体化が利用定員かと思っていたのですがいかがですか？

保育支援担当課長

資料2の数値は実績に基づいて機動的に数値を算出しています。今後、

- 豊島区のニーズが把握できてまいりますので、それに基づいて数値を見直ししていくということになります。
- 委員 数は揃うわけではないけれども、確保方策の数字は利用定員の数を超えるように努力するということですか？
- 保育支援担当課長 おっしゃるとおりです
- 委員 ありがとうございます。もう一点、ご質問です。「整備計画」にあった若草保育園が今回一般型として記載があると思うのですが、これは同一の施設ということでしょうか？
- 保育支援担当課長 はい。
- 委員 大規模改修を行いながら一般の保育を行うことも大変だと思うのですが、その上で、「こども誰でも通園制度」の一般型の利用者を受け入れることが実際にできるのですか？
- 保育支援担当課長 この若草保育園は、豊島区の中でも一番大きく120名の定員でございます。そもそも幼児保育を受け入れられる専用の施設を持っている園でございますので、十分にスペースを確保できている園でございます。
- 委員 安心いたしました。
- 会長 保育園の立場からご意見や保育園のお話していただける方がいらっしゃれば、是非お願いしたいと思います。
- 委員 2年間ほど、「こども誰でも通園制度」をおこないましたが、やはり0歳、1歳、2歳、特に16時間というところで、最大8時間で一日預かるというのは子供にとっても、保育士にとっても、また在園している子どもたちにとっても初めのうちはメリットがありました。一日中泣く子やお昼寝をしない子、なかなかミルクを飲まない子、離乳食を食べないお子さんも出てくると、お母さんに少しと早めにお迎え来てくださいとお伝えする方もいます。また、お母様によっては、精神的な部分で保育園に預けた方がいいよねと思うご家庭もあります。それで、お話をしていくうちにやはりお母さまご自身が仕事しながらお子さんを預けるようかということ、園に預けてくださるご家庭もあります。本当に色々なご家庭の方、お子さん達と出会う場所だと思えます。やはり子どももお母さんも保育士もそれぞれで大変だと本当に実感しております。その点で16時間うち8時間という時間はやはり短いと非常に思います。特に、0歳、1歳、2歳児への愛着という部分でご家庭のお母様たちと私たちでお話をしようと思うのですが、やはり私たちもいろいろ手助けをすることが難しく、保健所の方や児相の方と結びつけたりすることもあります。その連携が課題だと感じています。また、保育園では欠員も多か

ったりする中で、一人でも多くのお子さんに通園していただき、お母さんが安心できることは一つの大きな意味があるので、これから徐々にやっけていながら支援のネットワークを作っけていけるような足がかりの事業でもあると感じています。

委員

よろしくお願ひします。小規模保育園ですが今年度からこの事業に参加させていただきまして、定員5名で募集しましたところ、上半期では、4人ぐらゐの応募でしたが9月に保育料が無償になったことで、下半期の募集時には、12名ぐらゐの応募がありました。抽選で決めさせていただき、受け入れをしたのですが、多様な方々がいらして、様々なご相談をお母様から伺います。やはり保育園にもう少し通える日数があればなんとかしてどうにか食べられるように、もっとできたのかと思うことがあるので、職員達とも不安で試行錯誤しながら進めていきました。ありがたいことに、お母様達も相談をしてくださってそれに答えていく中で信頼関係もできて、それが入園につながりましたケースもあり、この事業は無駄ではなかったと思ひました。ですので、来年度も続けて行きたいと思っておりますが、これからシステムを導入というお話があり不安を感じています。システムをどう活用していくのかなどをご指導や聞く場があればよいと思っております。以上です。

委員

「こども誰でも通園制度」は、うちの園では始めていないのですが、「余裕活用型」について見た時に、例えばうちの保育園であれば0歳児が6名定員で、5名入っけていて、1名は受け入れできますといたした時に申し込みがあり、決められた時間まで大丈夫ですとなり、そのつもりで来るお母様もいると思ひますが、実際に定員が埋まっけてしまった際に、これはお断りをしなければいけないのですか？

保育支援担当課長

定員が埋まっけてしまった時点でこの制度をご利用のお客様はお断りということになります。

会長

それでは議事5についての審議を終わります。
以上で、本日の議事が終了しました。また、本日で、第6期豊島区子ども・子育て会議は最後となります。2年間に渡りありがとうございました。